

# JCB PREMO取扱加盟店特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

## JCB PREMO取扱加盟店特約

### 第1条 (総則)

JCB PREMO取扱加盟店特約(以下「本特約」という)は、JCB加盟店規約(以下「原規約」といい、原規約と本特約を総称して「原規約等」という)に定める加盟店が、第2条に定めるJCB PREMOを取扱う場合に適用する特約事項を定めるものです。

### 第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は、次のとおりとし、別段の定めがない場合は、原規約に従うものとします。

- 「JCB PREMO」とは、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとして、バリュー(本条第2項で定めるものをいう。以下同じ)を使用した場合、使用されたバリューに相当する金額を当社が加盟店に支払う決済サービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ(本条第9項で定めるものをいう)、バリュー残高・利用履歴の確認およびバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。
- 「バリュー」とは、発行者(本条第5項に定めるものをいう)が発行し、発行者が管理する運用サーバ(以下「運用サーバ」という)内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受ける場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。
- 「プレモカード」とは、利用者がバリューを管理および加盟店で利用するための、アクセプトマーク(本条第12項に定めるものをいう)が表示されているJCB所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
- 「利用者」とは、プレモカードを保有し、発行者の定める利用約款に従って使用する者をいいます。
- 「発行者」とは、第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プレモカードを発行する会社、組織をいいます。
- 「商品等」とは、加盟店が利用者に提供する商品、権利、役務等をいいます。
- 「バリュー取引」とは、利用者が加盟店より商品等を購入し、または提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品による、バリュー減算(本条第8項に定めるものをいう)の取消しも含まれます。
- 「バリュー減算」とは、ネットワーク、JCB PREMO加盟店決済機器等(本条第10項に定めるものをいう)を媒介することにより、発行者が運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
- 「チャージ」とは、発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。なお、チャージを行う場合の加盟店の遵守事項等については、両社が別途定めるものとします。
- 「JCB PREMO加盟店決済機器等」とは、両社が認めたバリューの電子情報を処理する機器をいい、加盟店の店頭や設置される決済専用端末、および決済機能付POSレジスター等の機器をいいます。
- 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずにプレモカードの複製等により、バリュー取引が可能なカードを作り出すことをいいます。
- 「アクセプトマーク」とは、プレモカードを識別するためにプレモカードの券面に表示され、また、加盟店の店頭や加盟店のウェブサイト上のJCB PREMO加盟店標識(以下「JCB PREMO加盟店標識」という)に記載される、JCB所定のマークをいいます。

### 第3条 (JCB PREMO取扱いの申請、承諾)

- 加盟店は、バリュー取引を行う店舗、施設(以下「JCB PREMO取扱店舗」という)を指定し、あらかじめ両社に所定の書面をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社は当該指定を承諾した場合、加盟店に対し、両社所定の方法で通知するものとします。なお、取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
- 加盟店は、当社またはJCBが、JCB PREMO取引の安全管理措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。

### 第4条 (バリュー取引)

- 加盟店は、利用者からプレモカードの提示によりバリュー取引を求められた場合、原規約等に従い、正当かつ適法にバリュー取引を行うものとします。
- 加盟店は、バリュー減算にあたっては、その全件において、JCB PREMO加盟店決済機器等を通じてJCBへ承認を求めるとします。またこのとき加盟店は、利用者からバリュー減算を行う金額(以下「バリュー減算金額」という)について指定があり、かつ加盟店が金額指定を認める場合には、当該金額にてJCBの承認を得るものとします。
- 加盟店は、バリュー減算を行うにあたっては、プレモカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認し、利用者が求めた場合、売上票の控え(利用者控え)または売上票に記載した内容を表す書面を利用者に交付するものとします。ただし、当社またはJCBが別途手順、運用等を指定した場合には、これに従うものとします。
- 加盟店は、提示されたプレモカードについてJCB PREMO加盟店決済機器等に無効その他プレモカードの取扱いができない旨の表示がなされた場合には、当該プレモカードの提示者に対してバリュー取引を行ってはならないものとします。
- バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第2項の承認を行った時点で、利用者と加盟店との間にバリュー取引が成立し、同時に、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
- 通常1回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。ただし、加盟店は利用者が提示した1枚のプレモカードのバリューの残高が取引代金に満たない場合、複数枚のプレモカードまたは現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。また、複数枚のプレモカードによりバリュー減算を行うにあたっては、本条第3項の定めに従い、全てのプレモカードが有効であることを確認するものとします。
- 加盟店は、バリュー残高の照会機能のあるJCB PREMO加盟店決済機器等を設置している場合、バリュー取引を実施する過程において、利用者からの要望に従い、JCB PREMO加盟店決済機器等を介して利用者のバリュー残高を照会(以下「バリュー照会」という)し、照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者から要望があった場合でも、バリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはできません。
- 加盟店は、JCB PREMO加盟店決済機器等およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解または解析を行ってはならず、また、いかなる理由があってもJCB PREMO加盟店決済機器等の改変または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。
- 加盟店は、プレモカードの取扱いに際し、JCB PREMO加盟店決済機器等を設置し、別途両社の定める取扱いルールに従ってすべてのバリュー取引にこれを使用するものとします。なお、故障、障害等によりJCB PREMO加盟店決済機器等が使用できない場合およびJCBが当該JCB PREMO加盟店決済機器等の利用につき別途制限を設けた場合には、バリュー取引は行ってはならないものとします。

### 第5条 (換金の禁止)

加盟店は、利用者が運用サーバ上に保有するバリューを現金その他現金類似の機能を有するもの(電子情報を含む。また、原規約第11条第5項に列挙する有価証券等を含むがこれらに限られない)と引き換えることはできないものとし、利用者よりその申し出があった場合は、本特約に基づき、これを受容せず、引き換えない旨の説明を行うものとします。

### 第6条 (バリュー取引の売上金相当額の確定、確認)

- 1.加盟店は、バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報およびその他バリュー取引に必要な付随情報（以下「取引データ」と総称する）を、当社またはJCBの定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。
- 2.前項の送信が行われた後、第4条第5項に基づき利用者と加盟店との間のバリュー取引が成立した時点で、バリュー取引の対象となる売上金相当額が確定し、かつ、当社と加盟店との間の当該売上金相当額の精算に関する取引が成立するものとします。

#### 第7条（バリュー取引の精算）

- 1.当社および加盟店は、本条に定める方法により、加盟店が本特約に基づき行ったバリュー取引に係る売上金相当額の精算（以下「バリュー精算」という）を行うものとします。
- 2.加盟店は当社に対し、バリューの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額のバリュー精算にかかわる手数料（以下「バリュー精算手数料」という）を支払うものとします。
- 3.当社の加盟店に対する支払いは、本特約末尾の表<JCB PREMOの締切日・支払日>に定める締切日までに運用サーバを経由して当社に到着した取引データにかかるバリュー取引の売上金額の総額より、バリュー精算手数料を差し引いた金額（以下「バリュー取引精算金」という）を、本特約末尾の表<JCB PREMOの締切日・支払日>に定める支払日に当社指定の金融機関口座から加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
- 4.当社またはJCBに加盟店に対するバリュー精算手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBへバリュー取引精算金以外の請求代金がある場合には当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。

#### 第8条（返品等によるバリュー減算の取消）

- 1.加盟店は、バリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消しを行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、JCB PREMO加盟店決済機器等の故障その他の理由によりバリュー減算の取消しができない場合、および加盟店が必要と判断し、両社の承諾を得た場合には、利用者に対して当該取引代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。なお、取引代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、加盟店は当社に対して第7条（バリュー取引の精算）に基づくバリュー精算手数料を支払うものとします。
  - (1)別途両社が定める手順に従い、利用者と加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプレモカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること
  - (2)取消の対象となる取引日から30日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと（31日以降のバリュー減算の取消処理はできません）
  - (3)バリュー減算の取消しにおいては、全件JCB PREMO加盟店決済機器等を使用して処理を行うこと
  - (4)バリュー減算金額の一部取消はできません（全額取消のみ可能です）。
- 2.前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日にかかわらず、当該取消処理を行った日が取引日となります。

#### 第9条（バリュー減算金額の変更）

- 1.加盟店は、加盟店と利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、第8条（返品等によるバリュー減算の取消）の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、利用者が店頭に不在かつ変更後の金額が元のバリュー減算金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。
- 2.前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日にかかわらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となります。

#### 第10条（バリュー取引精算金の取消し等）

- 1.加盟店が減算したバリューが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該バリュー取引に関するバリュー取引精算金の支払いの義務を負わず、またはバリュー精算を取消し、もしくは解除することができるものとします。
  - (1)第13条に基づき読み替えた後の原規約に基づきバリュー取引精算金の取消しおよび保留を行うことができるとき
  - (2)第13条に基づき読み替えた後の原規約に違反したとき
  - (3)本特約に違反したとき
- 2.前項に該当した場合のバリュー取引精算金の保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

#### 第11条（加盟店情報）

第3条に基づき届け出た事項は、原規約の情報の収集および利用等に関する規定に定める加盟店情報に含まれるものとします。

#### 第12条（本特約の取扱いの終了）

- 1.原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、加盟店におけるJCB PREMOの取扱いも終了するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に予告することにより本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 3.本条第1項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店が直前1年間にJCB PREMOの取扱いを行っていない場合については、予告することなく本特約の取扱いを終了できるものとします。
- 4.本条第1項の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、JCB PREMOの運営を終了することがあり、この場合、両社は加盟店に対し事前に通知することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 5.当社またはJCBは、加盟店が原規約または本特約の全部または一部に違反したときは、原規約に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、本特約の取扱いの全部もしくは一部を終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
- 6.前項に基づき当社またはJCBが加盟店契約を解除し、または本特約の取扱いを終了した場合は、原規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原規約の他の規定を準用するものとします。
- 7.本条による本特約の取扱いの終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社、発行者ならびにカード会社は一切の責を負わないものとします。
- 8.本条により本特約の取扱いが終了した場合、終了日までに行われたJCB PREMOの取扱いは有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該取扱いを原規約等に従い取扱うものとします。ただし、加盟店および両社が別途合意した場合はこの限りではありません。
- 9.当社は、本特約または原規約に基づき本特約の取扱いが終了した場合、加盟店から既に当社に到着した取引データにかかるバリュー精算を解除するか、加盟店に対するバリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第13条（本特約に規定のない事項）

- 1.JCB PREMOの取扱いにおいては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約は適用されないものとします。
- 2.本特約に規定のない事項については、原規約（ただし、いずれも合理的な限度で読み替える。また、合理的な限度で、以下の各号に従い読み替える）の定めに従うものとします。
  - (1)「信用販売」を「バリュー取引」または「バリュー減算」に読み替えます。
  - (2)「立替払金」を「バリュー取引精算金」に読み替えます。
  - (3)「カード」を「プレモカード」に読み替えます。
  - (4)「立替払契約」を「バリュー精算」に読み替えます。

- (5)「カード取扱店舗」を「JCB PREMO 取扱店舗」に読み替えます。
- (6)「会員」を「利用者」に読み替えます。
- (7)「カード会社」を「カード会社または発行者」または「カード会社および発行者」に読み替えます。
- (8)「決済機器等」を「JCB PREMO加盟店決済機器等」に読み替えます。
- (9)「加盟店標識」を「JCB PREMO加盟店標識」に読み替えます。
- (10)「手数料」を「バリュー精算手数料」に読み替えます。
- (11)「本規約」を「本規約およびJCB PREMO 取扱加盟店特約」に読み替えます。

(PKK03・00555・20240401)

<JCB PREMOの締切日・支払日>

20190313

取 扱 期 間	締 切 日	支 払 日
1日~当月15日	当月15日	当月末日
16日~当月末日	当月末日	翌月15日

※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日、末日は前営業日に払い込みさせていただきます。  
 ※取扱期間・締切日・支払日が、前月16日~当月15日・当月15日・翌月15日となる場合がございます。